立川市歴史民俗資料館

資料館だより

第29号
令和7年3月

《巻頭写真》「砂川の養蚕風景」　撮影日：昭和41(1966)年5月20日
（関連　2頁【資料館NEWS】参照）

〈特集〉　市内の歴史や伝統文化の保存と継承

［目　　次］

・巻頭写真・目次----------1
・【資料館ＮＥＷＳ】立川の機織り文化を振り返る養蚕事業----------2
・【特集①】地域文化財を守るために実践できること----------4
・【特集②】まだ市内に残っている江戸時代の道----------9
・令和７年度　歴史民俗資料館の催し----------13
・令和７年度　川越道緑地古民家園の催し----------15

【資料館 NEWS】

立川の機織り文化を振り返る

養蚕事業

時代を経て、次第に立川の民俗や文化は忘れられ、失われつつあります。このことに危機感を覚え、来館者に対し立川の文化である養蚕に関しての知識を深めてもらうことを目的として、当館では令和6年度に初めて養蚕事業をスタートしました。事業を始めたきっかけには、当館で所蔵する民俗資料や文献資料に養蚕の記録が残されていても、実際にその資料に向き合う私たち職員が具体的にどのように使用するものなのか、どういう状態のことを指す言葉なのか、体験してみないと理解が難しかったことも理由のひとつです。

令和6年5月 16 日、蚕種（蚕の卵）を 55 粒、シルク博物館（横浜市）より分けていただきました。分けていただいた蚕は「春嶺 × 鐘月」という品種です。蚕の成長はとても早く、孵化から1か月程度で繭を作り始めます。5月 25 日、孵化がはじまり、1 齢期から 4 齢期までは練り餌を与えました。6月 14 日頃、大半の蚕が5齢期に入りました。「大眠（4 回目の眠）を終り桑付けすると、桑取り桑くれと目のまわる様な忙しさとなる」（荒井一「養蚕関係手記」〔『新編立川市史　資料編―砂川の民俗』所収〕）とあるとおりに、5齢期に入った蚕は待ったなしに桑の葉を食べ続け、あっという間に食べ尽くします。桑の葉取りと朝夕の給桑にひたすら追われました。養蚕をしたことのある方の情報提供がとてもありがたく、当館の機織りボランティアサークル・とんからりんの皆さんのご支援を得られたことも心強かったです。

熟蚕期（繭を作る時期）に2頭が死んでしまいましたが、53 頭は見事な繭を作りました。ツヤのある飴色の身体から輝く美しい糸を吐き、繭を形成していく神々しい姿にひたすら感動を覚えました。給桑作業をご覧になった来館者からは「懐かしい」「初めて見て感動した」などの感想もいただきました。次年度以降は、養蚕だけでなく糸取りや機織りまでのさらなる展開を視野に、飼育頭数を増やすなど検討を深めていきたいと思います。

↓飼育ケース設置状況

収繭（31 個+22 個=計 53 個）

※綿状のものは毛羽

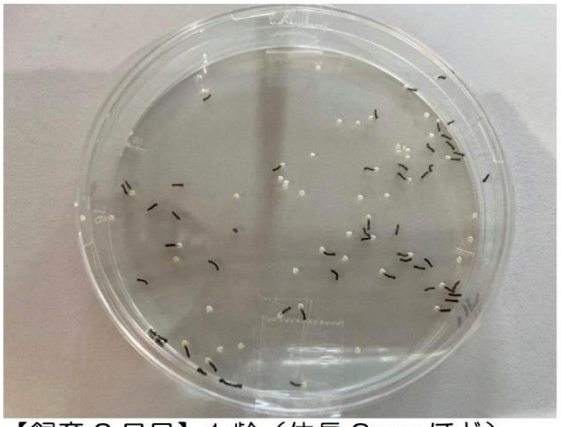

【飼育２日目】１齢（体長 3mm ほど）

【飼育５日目】２齢（体長 6mm ほど）

【飼育 12 日目】３齢（体長 3cm ほど）

【飼育 17 日目】４齢（体長 5cm ほど）

【飼育 23 日目】５齢（体長 7cm ほど）

【飼育 27 日目】熟蚕となり営繭へ…

【飼育 29 日目】営繭

↓飼育ケース設置状況

収繭（31 個+22 個=計 53 個）

※綿状のものは毛羽

【特集①】

地域文化財を守るために実践できること

国文学研究資料館教授/立川市文化財保護審議会委員
西村　慎太郎

はじめに

地域文化財は地域の成り立ちや歴史を振り返るために不可欠な資源です。そして、地域文化財が地方公共団体の施策に大きく関わることも少なくありません。例えば、原発事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所を擁する福島県双葉郡大熊町『大熊町第二次復興計画改訂版』(大熊町、2019 年)では文化財の用語は使っていませんが、「大熊の DNA を残し、新しい文化を紡ぐため」「ふるさとの歴史を伝えるための記録の保管と活用」を重点施策に掲げています。文化財という用語については追って述べますが、本稿は、地域の文化財を保全して、未来へ継承するためにできることは何か、地域文化財を守るために実践できることについて論じてみたいと思います。

令和2(2020)年6月 24 日、福島県大熊町帰還困難区域での歴史資料救出作業の様子

1. 地域文化財が失われている現状

地域の文化財が失われているという現状の前提として、国指定重要文化財散逸の様相を概観してみましょう。国指定重要文化財とは、文化財のうち文部大臣が指定した「重要なもの」のことを指します(有形文化財の場合は文化財保護法第 27 条、無形文化財の場合は同法第 71 条)。2013 年以来、文化庁は国指定文化財(美術工芸品)の所在確認調査を実施し、2018 年にその結果として、国指定文化財(美術工芸品)10,524 件のうち、所在不明が 161 件、追加で確認が必要なものが 51 件であることを公表しました(2019 年7月 16 日付文化庁報道発表「国指定文化財(美術工芸品)の所在確認の現況について」)。現在、文化庁ではホームページ上に「盗難を含む所在不明に関する情報提供について～取り戻そう！みんなの文化財～」というページを設置して、連絡窓口や所在不明リストを掲げています。

国の成り立ちや歴史・文化にとって重要であると認定された国指定重要文化財であっても管理が十分ではないというのが現状です。まして、指定されていない文化財が散逸・廃棄・行方不明になっている状況は言うまでもないでしょう。

事例として、奈良県を見てみたいと思います（山田淳平「奈良県における古文書所在確認調査―地域資料の現状―」、2024年11月17日国文学研究資料館シンポジウム「地域資料の所在把握・救出・自治体史編纂・活用」）。奈良県では2022年度より県内市町村史などに記されている古文書の所在を確認する事業を進めており、『令和4・5年度奈良県内古文書所在確認調査報告書』（奈良県、2024年）としてまとめました。その結果、調査対象530件のうち連絡先不明が207件に及び、アンケートの回答があったのは226件（回答なし97件）、そして、古文書の所在が確認できたのは119件であり、実に8割近くの古文書の所在が確認できていないという現状が明らかとなりました。

2. そもそも文化財とはなにか

ところで本稿のタイトルにも掲げている「文化財」とは何でしょうか。文化財保護法第2条に「文化財の定義」が述べられているので詳細は条文を参照してもらいたいと思いますが、国内において歴史上・学術上あるいは芸術上価値が高いと判断されたもののことを指しています。そして、国や地方公共団体が特に重要であると認定したものが重要文化財などに指定されるという構造になっています。しかし、以前より、未指定文化財をどのように位置づけるか、未指定文化財も国や地域の成り立ちや歴史に必要ではないのかという意見の中で、文化財保護法が改正されました。しかし、それは多くの問題を抱えた改正となってしまいました。

令和5(2023)年3月3日、福島県大熊町で救出した資料を地元住民にレクチャーしている様子（左端・筆者）

第一に、都道府県による文化財保存活用大綱策定の問題。「都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができる」として大綱策定を推進しており、これ自体は指定文化財以外も含んでいるため、意味は大きいです。しかし、文化財の観光活用を目指している 2007 年に施行された観光立国推進基本法以来、活用を軸にした文化財行政にすることを国家権力は虎視眈々(こしたんたん)とうかがっています。「使える文化財」「使えない文化財」の収斂(しゅうれん)が進む恐れがあるかと思います。

第二に、民間団体などを支援団体として行政が指定できるという点です。指定管理制度を利用した図書館における企業の流入が蔵書形成やレファレンスに大きな影響を及ぼしていることは周知のことかもしれません。指定管理者であるため仕様書以上のサービスが一切行えず、資料の散逸やレファレンスサービスの低下がみられるように、民間団体の参入は図書館の専門性を蔑(ないがし)ろにしている現状と同じく粗雑な文化財行政に至る危険性があります。なお、文化財所有に伴う個人情報の管理を民間団体が取り扱ってよいのかという課題も指摘しておきたいと思います。

第三に、地方公共団体の長が文化財を管理できるようになった点です。これは文化財保護法ではなく、同様に議論されてきた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正とも連動しています。この改正によって第 23 条第 1 項で「地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする」と述べています。これではその地方公共団体の長の個人的な裁量に文化財行政が左右されてしまう恐れがあります。

文化財保護法改正がどのように運用されていくか、悪用されないよう引き続き注視していく必要ですが、文化財とは、指定・未指定は問わず、国や地域の自然・歴史・文化を継承するために欠くことのできない資料と位置付けておくのがベストではないでしょうか。

令和4(2022)年5月 18 日、浪江町立請戸小学校津波被災資料保全作業風景

3. 文化財を守る活動について

こうした文化財は自治体の努力によって守られてきました。言うまでもなく、自治体の文化財担当者や博物館学芸員、図書館司書、アーキビストなどの活躍です。これら専門性を有する職員が活躍してこそ、地域の文化財は生かされているといっても過言ではないですが、大規模な災害では専門外の職員が文化財を守る事業に参画する場合があり

ます。例えば、東京電力福島第一原子力発電所事故で被災した福島県双葉郡富岡町では 2014 年6月に組織横断型の「富岡町歴史・文化等保存プロジェクトチーム」を設立して、文化財の救出に当たりました（富岡町・福島大学・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター編『ふるさとを想うまもるつなぐ』、富岡町、2017 年）。

一方、自治体と協力して文化財を守っている民間の団体も多いです。その中で最も著名な団体が歴史資料ネットワーク（通称「史料ネット」）です。史料ネットは 1995 年の阪神・淡路大震災で被災した文化財を救出するため、関西の歴史系学会が中心となって設立されました。各地にも史料ネットが誕生して、それらのネットワークが災害時の文化財保全活動に重要な役割を果たしています。既述の文化財保存活用大綱に中に史料ネットの役割を位置づけている県もあります（宮崎県など）。筆者も自治体と協働（協同・共同）して文化財保全に当たる団体、NPO 法人歴史資料継承機構（通称「じゃんぴん」）を、2006 年に設立し、関東・信越・静岡・福島において 48 ヶ所の現場で活動に当たり、現在も8ヶ所で進行しています。現在は文化財保全というミッションをどのように自治体や地域住民と協働（協同・共同）して、地域に資するかを考えつつ活動を行っています。その具体例として、西多摩郡檜原（ひのはら）村で開催した「古文書ワークショップ」について触れてみたいと思います。

令和6(2024)年 12 月8日、じゃんぴんの南伊豆町肥田家文書保存・調査活動

4.「古文書ワークショップ」という実践

筆者と檜原村とのかかわりの端緒について簡単に述べてみたいと思います。2018 年、古書店より「武蔵国西多摩郡檜原村文書」を購入し目録を作成しました。その後、村で刊行されている図書を参考に檜原村内外で古文書 65 文書群が確認できました。これらの現状がどのようであるか、檜原村教育委員会への聞き取り調査を実施しましたが、村教委でも同村の古文書については十分に把握できていない状況でしたので、「檜原村における歴史資料の保全・活用についての提案」を策定して教育委員会・郷土資料館へ提案しました。そして、2019 年より筆者が村の文化財アドバイザーに就任し、前述の NPO 法人歴史資料継承機構が作業に参画することとなり、村教委・郷土資料館・文化財専門員とともに、歴史資料の保全・資源化・活用の端緒を開くことができました。継続的な古文書整理作業・講座・文化財専門員へのレクチャーなどを行っています。

その活動のひとつが2024年8月22日に開催した「古文書ワークショップ」です。この目的は古文書の整理作業を行い、目録作成ができる人材を育成することです。したがって、通常の古文書講座という様相よりも、古文書のどこの部分に着目し、どのように情報化するかという点に主眼を置きました。参加者は古文書やくずし字の読解が初めての人もいるので、レクチャーできる当法人の会員を参加者それぞれに配置しました。そもそも、古文書目録は、文書番号・表題・内容・年代・作成者（書状なら宛所）・形態・その他（劣化状態・印刷形態・奥書・裏書など）が記載されるものですが、情報が細かいと、作業に時間ばかり掛かってしまいます。作業には経費・時間・能力という限界が定められていますので、可能な時に情報を付与すればいいのであって、まず古文書の整理をできるためには、その古文書を同定（どうてい）できる目録を作ること、すなわち、表題・年代・作成・形態を付与できる人材の育成で十分だと思われます。今回のワークショップではそのような意識で進めました。このワークショップは継続的に開催したいと考えています。

おわりに

本稿では文化財が失われている現状、そもそも文化財とは何か、文化財を守る活動を概観した上で、筆者が運営しているNPO法人歴史資料継承機構で昨年実施した「古文書ワークショップ」という実践例を見てみました。文化財の保全には自治体の努力はもとより、所蔵者や地域社会、あるいはいわゆる「関係人口」の役割が大きいです。その役割を惹起させるためには立川市歴史民俗資料館のような資料収蔵機関の活動が大きな意味を成していることはいうまでもないことです。市内の文化財保全のプラットホームとして資料館の役割はますます期待されるものと思われます。

令和6(2024)年8月22日、東京都檜原村古文書ワークショップでの整理作業風景

【特集②】

まだ市内に残っている 江戸時代の道

神奈川大学国際日本学部歴史民俗学科特任教授
/立川市文化財保護審議会会長
白川　重敏

立川市内には、まだまだ江戸時代に使われていた道が残されていて、現在も生活道路として使われています。毎日使っている通勤道路や通学路が、意外にも江戸時代の道だったりするという事もあります。そこで、どこが江戸時代からの道なのか、地図を使って確認してみようと思います。今回は江戸時代、柴崎村であった地域を探っていきます。

図1

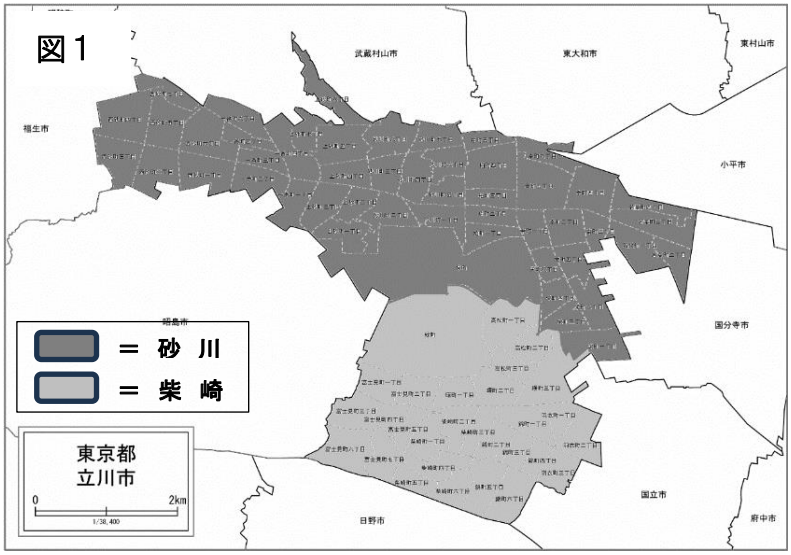

（白地図　https://www.freemap.jp/itemFreeDlPage.php?b=tokyo&s=tachikawa　より加筆・転載）

図2

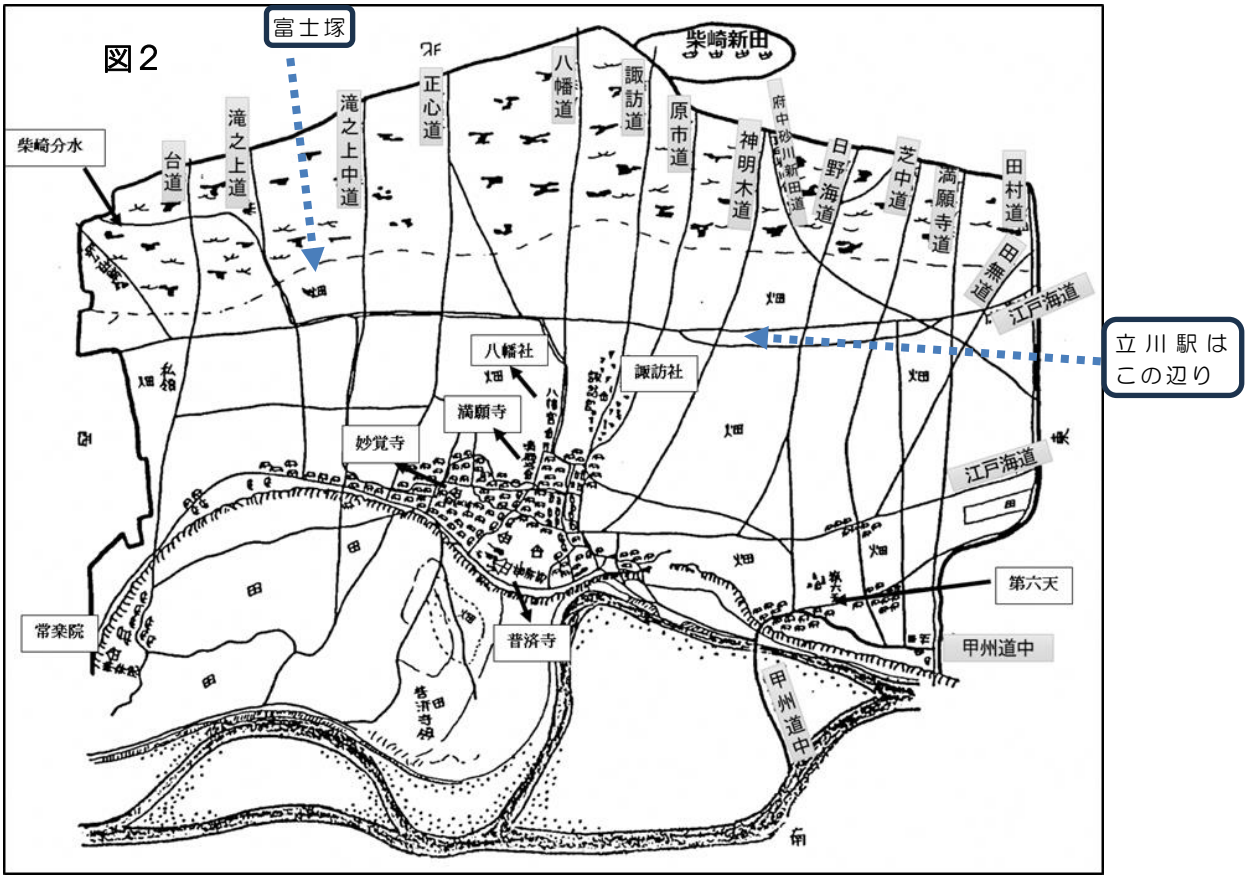

まず、現在の立川市は、江戸時代には柴崎村と砂川村に別れていました。それを示したのが図1です。ライトグレーが柴崎村、グレーが砂川村です。柴崎村は、現在の富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町・曙町・高松町の範囲です。江戸時代は、どの村も江戸幕府に対し村絵図を提出しています。その写し(控え)の村絵図が立川に残っているので、そこから江戸時代の様子を見てみたいと思います。

図2は、1804(享和4)年、柴崎村が幕府に提出した「柴崎村村絵図(しばさきむらむらえず)」(中嶋家文書)をトレースしたものです。柴崎新田は、現在の高松町です。江戸時代の柴崎村には、南北にとおる道や、東西に村を通過する2本の江戸海道(えどかいどう)(当時はこの字です)があります。この内、村の北側を東西に走る江戸海道は、国立(くにたち)の中央郵政研修センターから第6小学校南側をとおり、錦町1丁目交差点(ホテル日航立川東京前)を抜け、立川駅方面に進み、グランデュオ駐車場入り口あたりからタクロス北側の、ヤマダ電機駐車場入り口辺りにつながり、そこから富士見町の富士塚前をとおり、西立川から昭島市の都立昭和高校前にでて、拝島に向かっています。図2のなかで、「家」が密集しているところが集落であり、ここが当時の村の中心部です。この辺りを本村(ほんむら)といいます。ほとんどが諏訪神社と普済寺の間に位置しています。村の南北に走る道の多くは、柴崎村の畑(耕作地)への農道ですが、砂川村とも繋がっていて、この道も現在ほぼ、そのまま使われています。

昭和初年、立川駅の南口一帯は大区画整理が行われ、ほぼ碁盤の目のように区画されました。しかし、本村地区は区画整理が行われず、そのため、江戸時代の道がそのまま、現在も残っているのです。ちなみに、江戸時代の道はどこも人や牛馬がすれ違える程度の道幅(みちはば)です。だから道幅が狭く、直線の少ない、見通しの良くない道が多いのです。ただ柴崎村の道の中には、江戸時代以前からあった道も存在しているのではないかと思われます。

図3は本村中心部を拡大したものです。それを現在の地図に投影したのが図4です。旧柴崎村の道を黒で着

図3

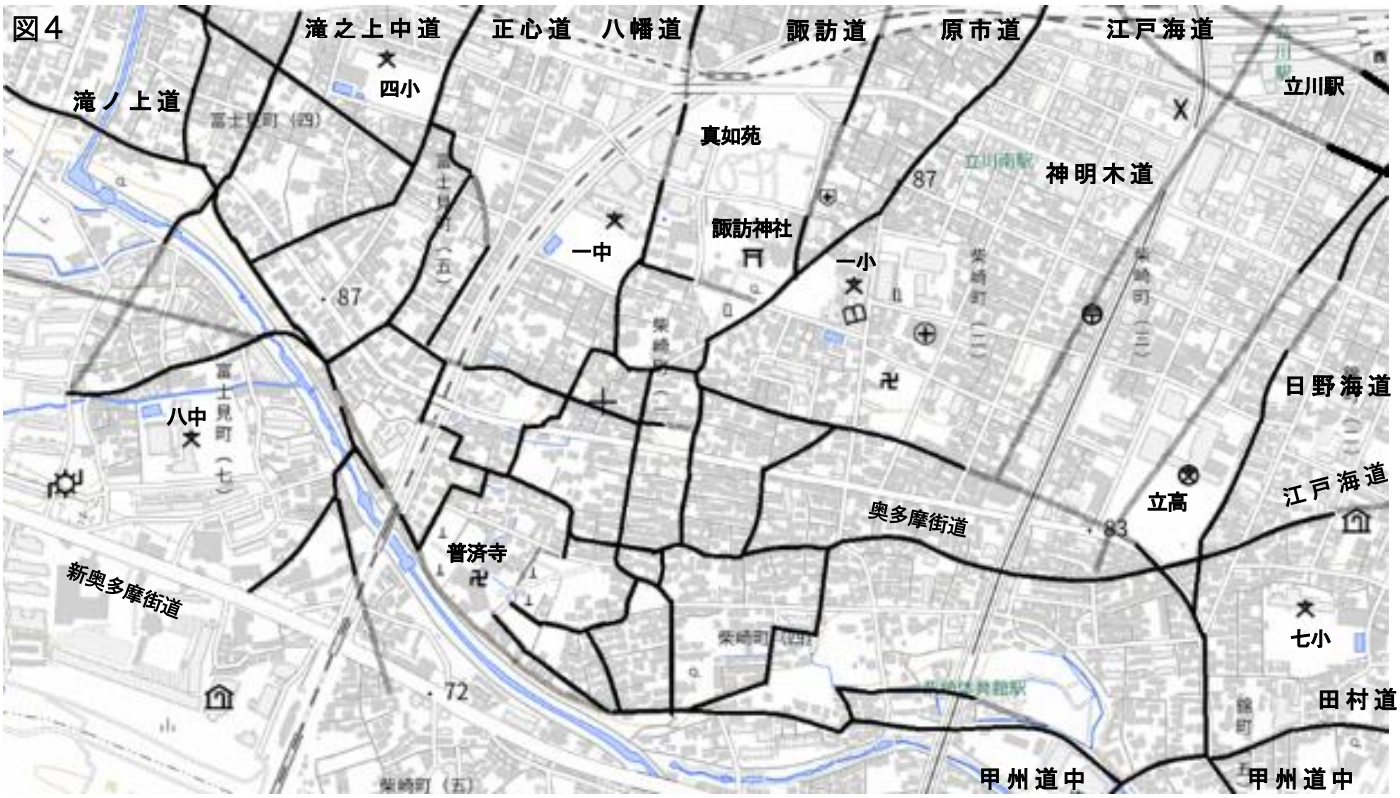

（『国土地理院地図閲覧サービス GSI/maps』より加筆・転載）

色してあります。グレーの部分は開発などで消滅した部分です。江戸時代の絵図は、縮尺や距離が正確ではありませんが、図３・図４を比較してみると、ほぼ同じ道が現在でもそのまま使われている事がわかるかと思いますこの地域に今も住んでいる市民からすれば、車のすれ違いもままならない、細くて見通しが悪く、狭くて危ないなと感じながら使っている道。しかしこの細い道こそが、実は江戸時代からの道であったのです。だから狭くて見通しが悪いのかと納得すれば、毎日通勤・通学・買い物などで使っている道の見方が変わってくるかもしれませんね。

さて、柴崎村から北に向かう道で、現在も確認できる江戸時代の道を地図で示したのが図５です。まず原市道（原市場道ともいう）は、現在は諏訪通りといっています。諏訪神社から諏訪通り西側地下道を経て、ファーレ立川郵便局裏をとおり、立川通りにつながり、昭和第一学園高校手前のＹ字路を右に進み、国分寺市に向かっています。また、八幡道は、立川一中脇から真如苑本部を突っ切り、昭和記念公園を抜けて、砂川村では柴崎道と呼ばれる第十小学校西側を通り、五日市街道に合流します。正心道は富士見町５丁目から発し、立川四小東側から昭和記念公園を抜けて、みのーれ立川東側の道（砂川村では立川道の呼称）に出て、砂川三番手前で五日市街道に合流しています。諏訪道は、鎌倉時代からあるようで、諏訪神社南参道から発し、立川中央病院を突っ切り、昭和記念公園から広域防災基地を抜け、泉体育館北側で青柳新道（青柳道）にでたあと、泉体育館北側から砂川八番交番東

側で五日市街道に合流し、そのまま小川道につながります。その他、立川飛行場時代に失われ、今ではわからなくなった道もあります。

図５の地図を見て、今に残る江戸時代の道を再確認してみてください。

図５

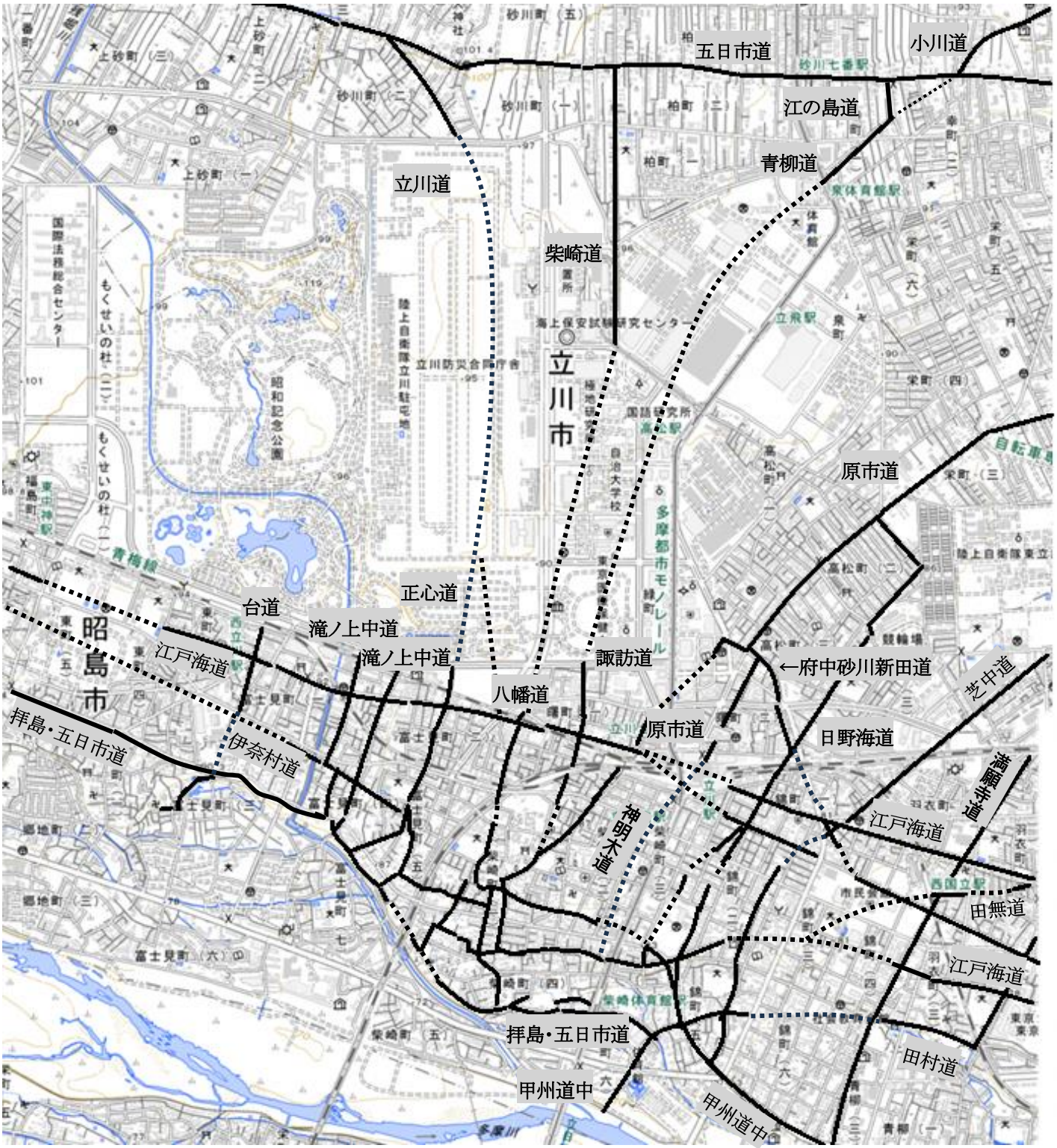

（『国土地理院地図閲覧サービス GSI/maps』より加筆・転載）

令和６年度　歴史民俗資料館の催し

歴史民俗資料館　令和6年度行事･活動一覧(企画展の副題は省略)

	企画展･体験学習･講演会など
4月	ミニ企画展「端午の節句」(4/2～5/6) 玉川上水沿いの自然観察(4/10)
5月	市内文化財散歩「玉川上水を歩く」(5/12)
6月	体験学習「手打ちうどん作り」(6/2) 企画展「新収蔵品展」(6/11～7/7) 市内文化財散歩「玉川上水下流域を歩く」(6/16)
7月	ミニ企画展「七夕飾り」(7/2～7/7) 体験学習「植物染め体験」(7/7) 「ニホンゴ探検 2024」(7/20) 企画展「立川の遺跡 2024」(7/23～9/1)
8月	第 22 回はた織りまつり･夏(8/25)
9月	写真展「立川駅前の移り変わり」(9/7～10/6) 体験学習「手打ちうどん作りと十五夜飾り」(9/8)
10 月	根川と多摩川の自然観察(10/16) 東京文化財ウィーク 2024 公開事業「銅鉦鼓展」(10/22～11/24) 企画展「立川の文化財」(10/22～12/1) ミニ企画展「青梅線の始発　立川駅」(10/22～12/1)
11 月	市内文化財散歩「立川の古村を歩く」(11/3) 企画展関連特別公開「立川市指定有形文化財　普濟寺梵鐘」(11/4) 企画展関連講演会「『普濟寺過去帳』と中世の立川」(11/17)
12 月	写真展「なつかしの立川」(12/17～2/16) 体験学習「餅つきと鏡餅作り」(12/22)
1月	体験学習「繭玉飾りと七草粥作り」(1/13) 企画展「暮らしのなかの道具たち」(1/15～2/16) 第 37 回多摩郷土誌フェア(1/18～1/19)
2月	体験学習「手打ちうどん作り」(2/16) ミニ企画展「桃の節句」(2/4～3/9)
3月	出張企画展「暮らしのなかの道具たち」(3/11～3/14) 市内文化財散歩「柴崎分水を歩く」(3/20) 第 23 回はた織りまつり･春(3/23)

歴史民俗資料館　年間行事･活動の紹介

◎以下、本年度の歴史民俗資料館の活動事業の一部を紹介します。

☆企画展「立川の文化財-新指定された普濟寺の宝物-」

令和6年春、柴崎町の玄武山普濟寺に伝わる4点の文化財が立川市指定有形文化財に加わりました。これを記念して、秋季企画展では新指定された普濟寺の宝物を特別に展示し、立川とゆかりの深い古刹の歴史と文化について紹介しました。

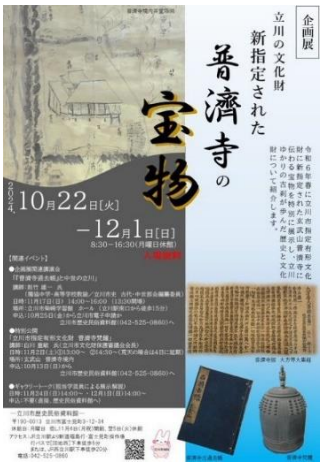

また企画展の関連事業として 11 月4日に新指定の4件の一つである普濟寺梵鐘を特別に公開し、11 月 17 日には講演者･則竹雄一氏(獨協中学･高等学校教諭)をお招きし、柴崎学習館ホールにて企画展関連講演会「『普濟寺過去帳』と中世の立川」を催しました。

☆ミニ企画展「青梅線の始発　立川駅」

明治 27(1894)年に青梅線が開通してから、130 周年となることを記念して、青梅線沿線に所在する各市(青梅市･羽村市･福生市･昭島市)との連携事業として、ミニ企画展を本館ラウンジにて開催しました。立川駅が青梅線の始発駅という視点から、立川駅や青梅線にまつわる資料や写真、青梅電気鉄道などの史料のほか、立川駅と青梅線のエピソードパネルなどを展示し、青梅線の歴史と各市との繋がりなどを紹介しました。

☆企画展「暮らしのなかの道具たち」

毎年、小学校3年生の社会科授業で学習する「人々のくらしの変化(道具の変化)」の学習期間に合わせて開催している昔の暮らしと道具に関する企画展示を今年度も開催しました。実際に使われていたいろいろな昔の道具のほか、市内で行われていた養蚕や桑栽培、機織りに関する道具などを特別展示室にて展示しました。さらに3月 11 日～3月 14 日の期間には立川市役所1階･多目的プラザでも出張企画展を催しました。

また、市内の小学校3年生を対象に出張授業と館内見学も実施し、資料館が所蔵する「昔の道具」に実際に触れることで、昔の生活の理解を深めてもらう授業を行いました。

令和６年度 川越道緑地古民家園の催し

古民家園　令和6年度行事･活動日程

	企画展･体験学習など
4月	古民家園茶たて事業（4/21） ミニ企画展「端午の節句」（4/2～5/6）
5月	古民家園茶たて事業（5/25） 体験学習「麦刈り体験」（5/26）
6月	体験学習「麦脱穀体験」（6/22） 荒天のため中止
7月	ミニ企画展「七夕飾り」（7/2～7/7）
10 月	古民家園茶たて事業（10/26） 体験学習「さつま芋収穫体験」（10/27）
11 月	古民家園茶たて事業（11/24）
1月	ミニ企画展「桃の節句」（2/4～3/9）

古民家園　年間行事･活動の紹介

◎以下、本年度の古民家園における活動事業の一部を紹介いたします。

☆ミニ企画展「端午の節句」

毎年、資料館と古民家園では端午の節句の時期に合わせ、市民の皆様から寄贈いただいた五月飾りや武者人形を展示しています。古民家園では囲炉裏（いろり）の間･中の間の二部屋で展示しました。

☆体験学習「麦刈り体験」

昔の立川の農家の暮らしを学ぶ体験学習として、毎年、古民家園の畑で麦とさつまいもを栽培しています。前年の 11 月に小麦の種をまいて半年ほどかけて育成し、5月下旬に「麦刈り」の体験学習を行いました。その後、昔の農具（千歯こき･足踏み脱穀機など）を用いて脱穀を行いました(本年は雨天のため脱穀体験自体は中止)。古民家園の小麦は、資料館の体験学習「手打ちうどん」で調理しました。

立川市 HP・SNS 情報

立川市 HP（ホームページ）では、
資料館や古民家園に関する情報を
公開しています。こちらからアクセス
できます。

歴民公式キャラクター
す～ちゃん

歴民公式キャラクター
たっくん

X（旧ツイッター）でも
情報を随時発信しています。
◇立川市の文化財
◇企画展・講演会のお知らせ
◇体験学習やイベントの告知
◇教育委員会の文化財刊行物　など
ぜひともフォローお願いします！！

歴史民俗資料館ではスマートフォンを利用して展示解説を楽しめる無料ガイドアプリ**「ポケット学芸員」**を導入しています。アプリ内で施設を選択し、見たい資料をタッチすると、テキストや画像で解説が表示されます。資料館内だけでなく、館外どこでも展示資料などを見ることができますので、気軽にご活用ください。

アプリの詳細については、
こちらをご覧ください。

資料館だより　第 29 号

発　行　日　令和７（2025）年３月 31 日
編集・発行　立川市歴史民俗資料館
（立川市教育委員会教育部生涯学習推進センター文化財係）

住　　所　〒190-0013 立川市富士見町３丁目 12 番 34 号
TEL 042-525-0860 ／ FAX 042-525-1236

バックナンバーは
こちらをご覧ください